

# 死後事務委任契約事業の概要

## 利用できる方

- 1) 相続の対象となる親族の居ない方
- 2) 相続の対象の親族は居るが、疎遠な状況にある方

## 事業の内容

- 1) 遺体の引き取り
- 2) 葬儀、火葬、納骨に関する事務
- 3) 家族、親族、その他関係者への連絡事務
- 4) 家財道具や生活用品等の動産処分に関する事務
- 5) 賃借物件の解約、退去に関する事務
- 6) 行政官庁等への諸届け事務
- 7) 医療費、施設利用料、公共料金等の生活に係るサービスの解約・精算に関する事務
- 8) 以上の各事務に関する費用の支払い

# 死後事務委任契約事業の流れ

初めに、亡くなった後に行う事務について話し合った上で、契約するとともに、事務を行うために必要な費用を預かります



ご本人が亡くなった後に...



- ・葬儀について
- ・役所等への手続きについて
- ・生活に関する契約(家賃・水道など)の解除と費用の支払いについて



- ・遺体の引き取り
- ・親族等への連絡
- ・葬儀の実施、納骨



- ・居室の荷物整理
- ・居室の解約、精算
- ・財産の引き渡し



- ・役場等での手続き
- ・公共料金等の解約
- ・未払い債務の精算

# 死後事務委任契約事業の預託金①

## 1) 葬儀の実施に関する業務

内 容	金 額
遺体の引き取り	150,000円
葬儀、火葬、納骨に関する事務	
親族やその他関係者への連絡事務	

## 2) 諸届け・債務整理に関する業務

内 容	金 額
賃貸物件の解約・退去に関する事務	100,000円
行政官庁等への諸手続き事務	
医療費、施設料、公共料金など生活に起因する未払債務に関する事務	

## 3) 家財整理に関する業務

内 容	金 額
家財道具や生活用品等の動産処分に関する事務	100,000円

# 死後事務委任契約事業の預託金②

## 事務に関する報酬

内 容	金 額
1) 葬儀の実施に関する業務	20,000円
2) 諸届け・債務整理に関する業務	20,000円
3) 家財整理に関する業務	10,000円

**※預託金については、葬儀の内容や家財の数、生活状況等に応じて預託金額が増減します。**